

認可外保育施設(証明書交付あり)をご利用中の保護者の皆さまへ

認可外保育施設保育料助成制度のご案内

※ 申請は3か月に1度必要です。

※ 認可外保育施設保育料助成制度(証明書交付なし)は、令和7年3月利用分をもって終了しました。

1 助成対象者

次の要件すべてを満たす児童と同居する保護者

- (1) 港区内に住民登録し居住する児童
- (2) 認可外保育施設の保育料を当該保護者が支払っている児童
- (3) 港区から保育の必要性の認定を受けている児童

クラス年齢・世帯区分	認定区分
0～2歳児クラス (区民税課税世帯)	教育・保育給付認定(2号又は3号)
・3～5歳児クラス ・0～2歳児クラス (区民税非課税世帯)	施設等利用給付認定(2号又は3号) ※企業主導型保育事業利用者のみ、 教育・保育給付認定(2号又は3号)

- (4) 月の初日から末日まで同一園に在籍し、月ぎめ契約をしている児童
- (5) 認可保育園等、認証保育所、幼稚園に在籍していない児童

2 助成対象施設

- ① 「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」の交付を受けている施設。
- ② 各区市町村の確認を受けている施設。

※登録の状況については、各都道府県(又は区市町村)のホームページを確認してください。港区外の施設も対象です。

※登録の状況は、随時変わる可能性があります。

※企業主導型保育事業は、①のみで対象となり、②は必須ではありません。

【重要：港区外の園にお通いの方へ】

港区外の施設も対象になりますが、港区内に住民登録し居住していることが条件となります。

東京都外の施設へお通いの場合、居住の確認をさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

※提出書類の詳細は p.3をご覧ください。

3 助成金額

認可外保育施設保育料と助成基準額のいずれか低い額と、認可保育園等保育料(令和7年9月利用分より、認可保育園等の保育料を無料としています。)の差額を助成します。

年齢・世帯区分	認定区分
0～2歳児クラス (区民税課税・非課税問わない)	月額上限 100,000 円
3～5歳児クラス	月額上限 97,000 円

<助成の詳細>

- (1) 助成対象金額は月ぎめ契約の基本保育料のみです(日用品、文房具、行事参加費、食材料費、通園送迎費、延長保育料、教材費、英会話等の講習費、入会金、年会費、おむつ代及び個人的な経費は含みません)。
- (2) 助成の対象として審査する保育時間は、最大限保育を利用できる時間です。休園日は含まれません。
- (3) 助成金額に**施設等利用給付費(0～2歳児クラスの区民税非課税世帯及び3～5歳児クラス)**を含みます。
施設等利用給付費は、月途中で認定が開始・終了した場合、又は月途中で別の区市町村へ転出・転入した場合には、その月の認定日数に応じて日割り計算を行います。
- (4) 認定を「求職」で受けている場合、区独自助成の対象となるのは、助成開始後3か月までです。再度の「求職」の認定を受けても、区独自助成は対象となりません。
- (5) 企業主導型保育事業を利用している3～5歳児クラス又は区民税非課税世帯の0～2歳児クラスの場合、助成上限額から児童育成協会が負担する額を差し引いた額が、新たな上限額となります。

<助成額算定の例 ～令和7年9月利用分以降～>

	クラス年齢及び課税状況	認可外保育施設基本保育料	助成金額合計
例①	0～2歳児クラス(区民税課税世帯)	150,000 円	100,000 円
例②	0～2歳児クラス(区民税課税世帯)	80,000 円	80,000 円
例③	0～2歳児クラス(区民税非課税世帯)	150,000 円	100,000 円 ※施設等利用給付費を含む
例④	0～2歳児クラス(区民税非課税世帯)	80,000 円	80,000 円 ※施設等利用給付費を含む
例⑤	3～5歳児クラス	150,000 円	97,000 円 ※施設等利用給付費を含む
例⑥	3～5歳児クラス	80,000 円	80,000 円 ※施設等利用給付費を含む

4 助成期間

港区から保育の必要性の認定を受けている期間

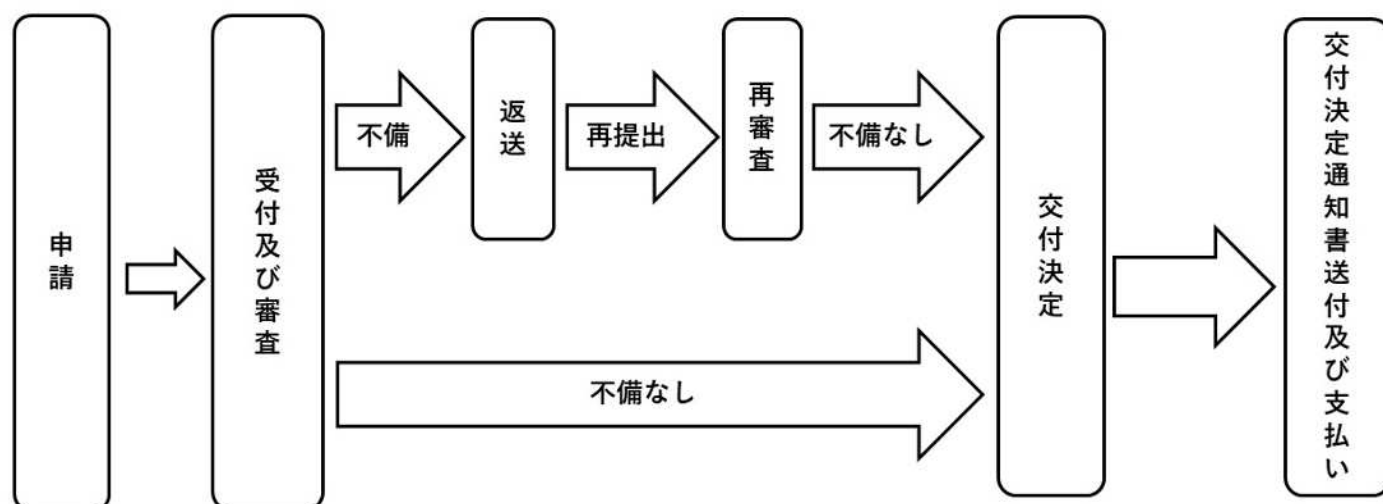
年齢・世帯区分	助成期間
0～2歳児クラス(区民税課税世帯)の場合	月の初日から教育・保育給付認定(2号又は3号)を受けている期間 ※助成金を受けたい児童の育児休業を取得している場合は、復職月から助成対象となります。 また、育児休業から復職をせず、続けて下の子の産前休暇を取得した場合、上の子も下の子も、復職月から助成対象となります。
・3～5歳児クラス ・0～2歳児クラス(区民税非課税世帯)の場合	施設等利用給付認定(2号又は3号)を受けている期間 ※月途中で認定が開始・終了する場合、又は月途中で別の区市町村へ転出・転入する場合、施設等利用給付部分のみ、日割り計算を行います。

※ 認定を「求職」で受けている場合、区独自助成の対象となるのは、助成開始後3か月までです。

5 助成を行わない場合

- (1) 児童と申請者である保護者が同居していない場合
- (2) 上の子の育児休業から、一度も復職せずに下の子の産前休暇を取得した場合
- (3) 教育・保育給付認定を受けており、産前産後休業中及び育児休業中に転園をした場合
- (4) 施設等利用給付認定を受けており、育児休業中に転園をした場合
- (5) 教育・保育給付認定又は施設等利用給付認定の「保育が必要な事由」に該当しなくなった場合
- (6) 認可外保育施設に対して保育料の支払いをしていない場合(保育料未納、休園等)
- (7) 月初から月末までの間、保育を受けない場合
- (8) 認可保育園等に在籍している場合
- (9) 認証保育所に在籍している場合
- (10) 幼稚園に在籍している場合
- (11) 現況届等必要書類が提出されていない場合
- (12) 偽りその他不正な手段により助成の申請があった場合

6 申請から交付(不交付)決定までの流れ



※審査の結果、助成金の対象外となる場合がございます。審査結果は、通知書にてご連絡いたします。

7 申請手続き

- (1) 申請書類 (港区指定の書式で提出してください。港区ホームページからダウンロード可能。)

次の①・②(該当者のみ③も必要)の書類を3か月ごとに提出してください。

- ① 認可外保育施設保育料補助金交付申請書兼請求書(申請者が記入)
- ② 子ども・子育て支援の提供に係る提供兼納入証明書(保育施設が記入) ※原本
- ③ 【東京都外の保育施設にお通いの場合のみ】下記を1か月ごとに1セット添付してください。

公共料金の支払いをしたことがわかる書類 (例:電気・ガス・水道の領収書の写し等)

※住所・利用期間(“助成を受けたい月”にライフラインを使用したことがわかるもの)・支払者氏名(児童と同居の保護者)の記載があるもの。

港区公式 HP



【申請書類簡易チェックシート】 ※下記以外にも書類が不備となる場合がございます。

・両書類共通

- 修正テープや修正液は使用していませんか
- 消せるボールペンは使用していませんか

・港区認可外保育施設保育料補助金交付申請書兼請求書

- 申請者氏名と口座名義人は同一ですか
- 2か所(申請者欄・欄外右上)に同一の印またはサインがありますか
- 振込先口座の口座番号欄は7桁の記載になっていますか

・特定子ども・子育て支援の提供に係る提供兼納入証明書

- 原本ですか(コピー不可)
- 訂正箇所には、右下の施設印と同印の印が押印されていますか

(2) 提出先

- <持参の場合> ・港区役所(本庁舎7階)保育課保育支援系の窓口
・各地区総合支所区民課保健福祉系の窓口

※ 窓口にてご提出いただいた場合も、その後の審査で書類が不備となる可能性がございます。
※ 不備により再提出となり提出期限を過ぎた場合、支払時期が遅れますので予めご了承ください。

- <郵送の場合> 〒105-8511(住所不要) 港区役所保育課保育支援係

※ 封筒に「認可外保育施設保育料助成金申請書類在中」と明記してください。
※ 郵便事故等による書類の遅れや不着については、一切の責任を負いません。
※ 郵便の到着確認の問い合わせには回答できません。

(3) 提出期間

認可外保育施設利用月	提出期間 ※1・2	支払時期 ※3・4
4月～6月	7月1日～15日(利用月と同一年度)	8月末まで
7月～9月	10月1日～15日(利用月と同一年度)	11月末まで
10月～12月	1月4日～15日(利用月と同一年度)	2月末まで
1月～3月	4月1日～15日(利用月の翌年度)	5月末まで

- ※1 提出期間の開始日又は終了日が土日祝日の場合は、翌営業日が開始又は終了日となります。
※2 提出期間が過ぎた後でも、利用月から2年間は申請が可能です。
※3 提出期間後の提出や書類に不備があった場合、支払時期が遅れる場合があります。
※4 振込先の金融機関によっては、入金タイミングが異なる場合があります。

8 問合せ先

<認可外保育施設保育料助成制度について>

子ども家庭支援部 保育課 保育支援係 03(3578)2428

<教育・保育給付認定又は施設等利用給付認定(2号又は3号)について>

各地区総合支所 区民課 保健福祉係

- ・芝地区 03(3578)3161 ・麻布地区 03(5114)8822 ・赤坂地区 03(5413)7276
・高輪地区 03(5421)7085 ・芝浦港南地区(台場地区を含む) 03(6400)0022